

報告第14号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政健全化
判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び
第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

1 令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.3	47.5
早期健全化基準	13.97	18.97	25.0	350.0

2 令和6年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	